

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	<p>現在、装置の部品の接着にデクロンプラスが含有する接着剤を使用している。</p> <p>この部品の先に接続されている物が故障した場合、デクロンプラスが含有している部品はそのままにその部分を交換できる構造である。また、デクロンプラスを含有する部品は中々故障はしない。また、故障した場合の代替品もすでにある。</p> <p>故障修理にあたり、故障したユニットごと修理に出す。 修理は、海外です。ユニットの所有件はお客様にある。</p> <p>このような場合の、輸送、管理、対応について、記載する項目や附属書などが必要だと思われる。</p>	<p>本省令案及び告示案については、令和6年7月19日の3省合同審議会の資料1（※1）「2-2. デクロンプラスの取扱いについて」のとおり、今般第一種特定化学物質となる「デクロンプラス」そのものを取り扱う場合等に従わなければならない基準等を規定するものです。</p> <p>一方、デクロンプラスが使用されている製品に関しては、令和5年11月17日の3省合同審議会の資料1-1（※2）「3-3. その他の必要な措置について」のとおり、環境モニタリングデータに基づく環境リスク評価の結果、現時点において、今般御意見を頂いたような、その取扱い等に係る基準等を設ける必要があるとの結論とはなっておりません。</p> <p>※1 令和6年7月19日の3省合同審議会 資料1 https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2024_01_02_01.pdf</p> <p>※2 令和5年11月17日の3省合同審議会 資料1-1 https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2023_02_01_01.pdf</p>